

質問回答書

契約番号 _____

件名 普通乗用自動車 1台の借入

質問	回答
<p>1. 400km 以上と記載がございますが、JC08 モード[*](国土交通省審査値)のカタログ値をクリアしていればよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 御認識のとおりです。</p>
<p>2. ⑦CD プレーヤーについて純正ナビゲーション・ラジオ・TV を標準装備としており④に内蔵可と記載が有りますが、内蔵出来ない仕様となっておりますが、CD プレーヤー必須でしょうか。</p>	<p>2. CDプレーヤーについて、標準装備されていないものについては、不要とします。</p>
<p>3. ⑰予防安全装備一式について具体的にどのような装備を指しておりますか。</p>	<p>3. 被害軽減ブレーキ(車両及び歩行者に対応し、対歩行者の場合は昼間及び夜間の両方に対応するもの)、車線逸脱抑制(逸脱警報のみで可)、高機能前照灯(自動切換型のもので可)、ペダル踏み間違い時加速抑制(前進及び後退時に対応するもので可)を指しております。(名称が異なる場合でも、同等の機能を有しているものであれば可) 標準装備がされていない場合では、オプションでの装備も可能です。(これらは独立行政法人自動車事故対策機構ホームページの「安全装置の装備状況一覧表(2022年12月末現在版)」に掲載されている装備・機能です)</p>
<p>4. 広報用拡声装置一式(外部メディア対応)と記載が有りますが、外部メディアはSDカードのみの対応でよろしいでしょうか。</p>	<p>4. 広報用拡声装置一式については、御質問のとおり、外部メディアはSDカードのみの対応で問題ございません。</p>

<p>5. 「本契約は地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約（借借期間：令和 7 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで）であるため、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本契約に係る予算が減額又は削除された場合は、横浜市は本契約を変更し、又は解除することができるものとします。また、本契約に係る予算が減額又は削除されたことにより本市が本契約を解除した場合において、賃貸人は、翌年度以降に支払いを予定していた賃借料について請求することはできないものとします。さらに、本契約に係る予算の減額又は削除があったことにより、本市が本契約を変更又は解除した場合に生じた損害の賠償について、賃貸人は、請求することができません。」とありますが、令和 7 年以降の契約について、契約変更 or 解除が発生した場合の発生費用について、弊社からの請求ができないということでしょうか。</p>	<p>5. 本契約は地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降に支払いを予定していた賃借料及び本市が本契約を変更又は解除した場合に生じた損害の賠償について、賃貸人は請求をすることができません。</p>
<p>6. 契約時は弊社標準書式の使用が可能でしょうか。</p>	<p>6. 賃貸借契約書については、本市の様式を使用します。（様式は本市ホームページの「ヨコハマ・入札のとびら」に掲載されております。）</p>
<p>7. 仕様書に記載の「賃貸借契約約款」はどういったものか教えてください。</p>	<p>7. 賃貸借契約約款については、本市ホームページの「ヨコハマ・入札のとびら」内の「入札・契約関係規程」ページに掲載されております。</p>
<p>8. 賃貸人：リース会社、借借人：横浜市中区ということでしょうか。</p>	<p>8. 賃貸人はリース会社等、物品の賃貸を行う者を指し、借借人は横浜市を指します。 なお、契約事務受任者は横浜市中区長となります。</p>

<p>9. 1. 装備品⑦CD プレーヤーはメーカー装備についておりません。</p> <p>10. 特別装備（拡声装置等）のメーカー・型式等詳細があればお教えください。</p> <p>11. 2. メーカー生産状況により希望納期に間に合わない場合もあることご了承していただけますでしょうか。</p> <p>12. 4. 1 か月とありますが、借入期間は6年間なので、72 か月ではないでしょうか。本年度分についての考え方をお教えください。</p> <p>13. 7. (6)自動車損害賠償保険（賃貸人の負担）の詳細お教えください。</p> <p>14. 車検・点検整備（賃借人の負担）とありますが、メンテナンスなし、車両&自動車損害賠償保険のみのリース契約ということでしょうか。</p> <p>15. 7. (7)満了後、再リース or 買取の選択契約ということでしょうか。</p>	<p>9. 「2.」で回答させていただいたとおりとなります。</p> <p>10. 仕様書に記載されている仕様に適合するものであれば、特に指定はございません。</p> <p>11. 仕様書のとおり、納入期限までに納入を完了させてください。</p> <p>12. 借入期間（本年度分）は、令和6年度における借入期間を指しております。令和6年度の借入期間は令和7年3月1日から令和7年3月31日までであるため、借入期間（本年度分）は1か月です。</p> <p>13. 仕様書のとおり、自動車損害賠償責任保険については、費用及び手続きについて賃貸人の負担で行います。自動車損害賠償責任保険に係る費用については、賃借料に含めてください。</p> <p>14. 仕様書のとおり、自動車損害賠償責任保険を除いたその他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続きを行うため、賃借料には含まれません。</p> <p>15. 仕様書のとおり、予定借入期間満了後は、本市からの求めがあった場合、物品を再リース又は売り渡すものとし、本市からの求めが無い場合は、予定借入期間満了後、賃貸者に物品を返還します。</p>
---	---